

「かなめ行政書士事務所ブログ」信用毀損行為差止等請求事件：東京地裁平成 24(ワ)11119・平成 24 年 12 月 6 日（民 47 部）判決＜一部認容＞

【キーワード】

不競法 2 条 1 項 14 号（競争関係・虚偽事実の告知・流布），弁護士と行政書士との競争関係，損害額

【主 文】

- 1 被告は，インターネット上の「かなめ行政書士事務所」ブログ（PC用URL（URLは省略），モバイル用URL（URLは省略））その他のブログ，電子掲示板等に別紙記事目録の主文欄記載の記事を掲載してはならない。
- 2 被告は，インターネット上の「かなめ行政書士事務所」ブログ（PC用URL（URLは省略），モバイル用URL（URLは省略））に掲載している別紙記事目録の主文欄記載の記事を削除せよ。
- 3 被告は，原告に対し，50万円及びこれに対する平成24年5月2日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 4 原告のその余の請求をいずれも棄却する。
- 5 訴訟費用は，これを5分し，その1を被告の負担とし，その余は原告の負担とする。
- 6 この判決は，第3項に限り，仮に執行することができる。

【事案の概要】

本件は，弁護士である原告Aが，行政書士である被告Bにおいて，虚偽の記事を自己のブログに掲載して原告の営業上の利益を侵害しているとして，不正競争防止法2条1項14号，3条に基づき，上記記事の掲載の禁止と削除を求めるとともに，同法4条に基づき，744万円及びこれに対する不正競争行為の後の日である訴状送達の日の日翌日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める事案である。

1 前提事実（争いのない事実並びに各項末尾掲記の証拠及び弁論の全趣旨により容易に認められる事実）

(1) 当事者等

ア 原告は，東京都千代田区内で「神田のカメさん法律事務所」を開設している弁護士であり，インターネット上でブログ「ヲタク弁護士OHオタクの日常を綴った痛いブログ」及びウェブサイト「神田のカメさん法律事務所」（以下「原告ブログ等」という。）を公開している。

（甲1，12，乙5，11ないし13，15）

イ 被告は，東京都清瀬市内で「かなめ行政書士事務所」を開設している行政書士であり，インターネット上でブログ「かなめ行政書士事務所」（PC用U

R L (URLは省略), モバイル用URL (URLは省略)。以下「本件ブログ」という。)を公開している。

(2) 被告による本件ブログへの記事の掲載と原告による削除の要請等

ア 被告は,平成23年6月9日,本件ブログに「南洋株式会社」と題する記事(以下「本件第1先行記事」という。)を掲載し,「社債詐欺の被害者の方から,いただいたパンフレットの一つに,「南洋株式会社」があります。この会社も社債を募集してますが,どうなんでしょう?」などと記載した。

被告は,同年9月16日にも,本件ブログに「南洋株式会社についてお問い合わせいただきました。」と題する記事(以下「本件第2先行記事」という。本件第1先行記事と併せて,以下「本件各先行記事」という。)を掲載し,南洋株式会社の有価証券を購入すれば,これを担保にして先物取引で被った損失を取り戻せる旨の電話を受けたという相談者への回答として,「被害回復型の詐欺だと思います。...損失を取り戻すと言って釣っておいて,南洋株式会社の社債を買わせようとしているんだと思います。」などと記載した。

(甲7,乙1)

イ 原告は,平成23年10月1日,南洋株式会社ことNANYO CO., LTD.(以下「南洋」という。)から本件各先行記事の削除を依頼されて受任し,同月4日付け内容証明郵便で,被告に対し,具体的な理由は示さずに,本件各先行記事の内容が事実と反し,南洋の名誉や信用を著しく害するとして,本件各先行記事の削除を求めるとともに,応じない場合は法的措置をとる旨警告した。

被告は,同月11日付け内容証明郵便で,原告に対し,事実と反する部分を示すよう求め,これに対し,原告は,同月13日,被告方に電話を掛け,事実と反する部分は示さずに,本件各先行記事を削除するかどうかだけを確認したところ,被告はこれを拒否した。

(甲4,7,11の1,12,乙3)

ウ 原告は,平成23年10月17日,東京都行政書士会会長に対し,被告が本件ブログに相談の内容や相手方の実名を公表するなどし,行政書士法12条に定める守秘義務等に違反する行為をしていると苦情を申告し,本件ブログの閉鎖や記事の削除等の指導や対応をとるよう求めた。

被告も,同月31日,東京弁護士会に対し,原告を懲戒することを求めた。

(乙16)

エ 南洋は,平成23年11月ころ,原告を代理人として,本件ブログが掲示された電子掲示板を管理するニフティ株式会社に対し,人格権に基づき,本件各先行記事等の削除を求める仮処分命令を東京地方裁判所に申し立て(平成23年(ヨ)第3589号),同年12月15日,本件第2先行記事の削除を命じる旨の決定を得た。

(甲7,11の2)

オ 被告は,原告への懲戒請求手続において原告が提出した答弁書を本件プロ

グ及び他のブログに掲載した。これに対し、原告は、平成24年1月中旬ころ、ニフティ株式会社及び他のブログが掲示された電子掲示板を管理するヤフー株式会社に対し、著作権に基づき、上記答弁書の削除を求める仮処分命令を東京地方裁判所に申し立てた。

(甲3の7A・B, 乙13, 15)

カ 原告は、平成23年10月17日から平成24年1月18日までの間に、原告ブログ等に「かなめくじ大量発生、一匹残らず直ちに殲滅せよ!!!」と題する記事(以下「本件かなめくじ記事」という。)や被告を明示して批判する記事等、6件の記事を掲載したが、平成23年12月ころ、前者の記事等を削除した。

被告は、平成24年1月27日、原告に対し、上記記事が原告の名誉を毀損し、又は原告を侮辱するとして、不法行為に基づく損害賠償等を求める訴えを東京地方裁判所に提起した(平成24年(ワ)第2135号)。

(甲3の6A・B, 12, 乙5, 11ないし13)

キ 被告は、平成23年10月17日から平成24年4月7日まで、別紙記事目録の投稿年月日欄記載の日に同目録の記事表題欄及び記事本文欄各記載の12件の記事(以下「本件各記事」といい、個別の記事を別紙記事目録の記事番号欄記載の番号に従い「本件第1記事」のようにいう。)を本件ブログに掲載し、現在に至っている。

2 争点及び当事者の主張

本件の争点は、原告と被告とが競争関係にあるか、被告が原告の営業上の信用を害する虚偽の事実を流布しているか、被告の責任及び損害、である。

【判断】

1 争点 (原告と被告とが競争関係にあるか) について

不正競争防止法2条1項14号の「競争関係」とは、事業者間の公正な競争を確保するという同法の目的に照らすと(同法1条)、現実の市場における競合が存在しなくとも、市場における競合が生じるおそれがあれば足りると解するのが相当である。

弁護士法3条1項が弁護士の職務として定める「その他一般の法律事務」とは、法律に関する事務全般をいい、行政書士法1条の2第1項が行政書士の業務として定める「権利義務...に関する書類...を作成すること」を含むものであり、前記の前提事実に証拠(甲1, 2, 11の1・2)を総合すれば、現実に、原告と被告のいずれもが東京都において示談書等の権利義務に関する書類を作成する役務を提供していることが認められる。

そうであれば、原告と被告とは、権利義務に関する書類を作成する業務において、市場における競合が生じるおそれがあるといえることができる。被告は、不正競争防止法2条1項14号が同項1ないし9号や13号に該当するような他人への信用毀損行為を前提としている旨主張するが、そのように解すべき根拠はない。

したがって、原告と被告とは、競争関係にあるというべきである。

2 争点 (被告が原告の営業上の信用を害する虚偽の事実を流布しているか)について

(1) 本件各記事のうち原告が削除を求める部分は、直接的に特定の事実を摘示するものの外、意見ないし論評を表明するものがある。しかしながら、意見ないし論評の表明に当たるかのような語を用いている場合であっても、一般の閲覧者の普通の注意と読み方とを基準に、前後の文脈や記事の公開当時に閲覧者が有していた知識ないし経験等を考慮すると、証拠等をもってその存否を決することが可能な原告に関する特定の事項を主張するものと理解されるときは、上記事項についての事実の摘示を含むというべきである。そして、その特定の事実若しくは事項が虚偽であって、原告の営業上の社会的評価を低下させるものであれば、信用毀損が成立するものである。

(2) そこで、本件各記事について検討する。

ア 本件第1記事について

本件第1記事のうち原告が削除を求める部分は、推論の結果として、南洋が初めから法的手段を望んでいたにもかかわらず、原告が、被告の利益に配慮したり内容証明郵便の作成料を余計に稼ごうとした結果、南洋の意思を無視して内容証明郵便を送付したとの事実や、南洋が初めからは法的手段を望んでいなかったにもかかわらず、原告が、弁護士の肩書きと「法的手段」とさえ記載すれば被告は恐れて本件各先行記事を削除するだろうと考えたりわざと交渉を決裂させて報酬を余計に稼ごうとした結果、内容証明郵便でも電話でも具体的な理由を示さなかったとの事実を摘示して、前者の場合であれば弁護過誤であり、後者の場合であればごう慢、手抜きであるなどと被告の意見を表明するものである。

前記前提事実(2)イに証拠(甲11の1・2)及び弁論の全趣旨を総合すれば、原告は、平成23年10月1日ころ、南洋から本件各先行記事の削除を依頼され、南洋と協議して、被告に必要以上の情報を与えるべきでないと判断し、南洋との間で、まずは任意の削除に期待して、具体的な理由を示さない内容証明郵便を被告に送付し、任意に削除されないときには、直ちに本件各先行記事の削除を求める仮処分命令の申立てをすることを合意したことが認められる。

そうとすれば、本件第1記事のうち原告が削除を求める部分は、直接的に特定の事実を摘示するものであって、かつ、前記認定の事実に照らすと、その特定の事実は原告の営業上の信用を害する虚偽の事実であると認められる。

イ 本件第2記事について

本件第2記事のうち原告が削除を求める部分は、原告が被告に対して具体的な理由を示さずに本件各先行記事の削除を求めたとの事実や、南洋が被告に対して法的手段をとろうとしているとの事実を摘示して、原告の行動は弁護士として正しいものとはいえないなどと被告の意見を表明するものである。

そうとすれば、本件第2記事のうち原告が削除を求める部分は、直接的に

特定の事実を摘示するものであるが、前記前提事実(2)イに照らすと、その特定の事実は虚偽のものとはいえない。

ウ 本件第3記事について

本件第3記事で原告が削除を求める部分のうち、「そもそも弁護士は「詐欺的取引の助長」と「不当な事件の受任」をしてはならないと定められています（弁護士職務基本規程14,31条）。」から「代理人である以上、南洋（株）だけでなくA弁護士に対しても、責任追及を続けていかなければならないと、改めて思います。」まで（以下、本項において「前者の記事」という。）は、原告が、南洋による詐欺を認識していながら、南洋の代理人として、本件各先行記事の削除を求めているとの事実を摘示して、重大なことであって決して許されないなどと被告の意見を表明するものである。また、本件第3記事で原告が削除を求めるその余の部分（以下、本項において「後者の記事」という。）は、南洋が、青森県や青森県漁連と関係がないのに、これらの名称を無断で使用して投資を募ったり、預貯金口座が犯罪利用預金口座等である疑いがあると認められて取引の停止等の措置を受けたとの事実や、原告が、南洋から依頼を受け、南洋の名誉や信用を害するとして、本件各先行記事の削除を求めているとの事実を摘示して、原告は守るべきでない南洋の名誉や信用を守ろうとしているなどと被告の意見を表明するものである。

証拠（甲3の3・4各A・B、乙6の1ないし3、7・8の各1・2、9、10の1）及び弁論の全趣旨によれば、南洋は、平成23年、「高級乾燥黒ナマコ生産プロジェクト」と称して、青森県や青森県漁連等と共同して香港にアンテナショップを開設する予定などなかったのに、そのような予定がある旨をパンフレットに記載して出資を募っていたこと、南洋は、複数の金融機関からその預貯金口座がいわゆる振り込み詐欺救済法上の犯罪利用預金口座等である疑いがあると認められて取引の停止等の措置を受け、同年7月以降、預金保険機構による債権消滅手続開始の公告が順次されたこと、もっとも、原告は、同年当時、南洋が詐欺を行っているとは認識していなかったため、被告やニフティ株式会社等に対して本件各先行記事の削除を求めたことが認められる。

そうとすれば、本件第3記事で原告が削除を求める部分は、直接的に特定の事実を摘示するものであるが、前者の記事は、前記認定の事実に照らすと、その特定の事実は原告の営業上の信用を害する虚偽のものであると認められるのに対し、後者の記事は、前記前提事実(2)イないしエや前記認定の事実に照らすと、その特定の事実が虚偽のものとは認められない。

エ 本件第4及び第5記事について

本件第4及び第5記事のうち原告が削除を求める部分は、いずれも直接的に特定の事実を摘示するものではないが、その前後の文脈や「自らの不明」、「過ちて」の各語義を考慮すると、南洋が青森県や青森県漁連と関係がないのにこれらの名称を無断で使用して投資を募っていたのに、原告がこれを見

抜けなかったとの事項を主張して、原告は謝罪すべきであるなどと被告の意見を表明するものである。

そうとすれば、本件第4及び第5記事のうち原告が削除を求める部分は、いずれも証拠等をもってその存否を決することが可能な原告に関する特定の事項を主張するものであるが、前記認定の事実に照らすと、その特定の事項は虚偽のものとは認められない。

オ 本件第6記事について

本件第6記事で原告が削除を求める部分のうち、「このA氏の記事だけ読むと誤解をされると思いますので、皆さんには正確なことをこれからお伝えします。」、「言ってみれば、A弁護士の1勝9敗ということです。」から「C氏がA氏と私との争い「かなめくじウォーズ」を実名で詳細に書いたことなど、全て誹謗中傷にはあたらないという裁判所の判断になっています。」まで、「ということで「かなめくじウォーズ」の第1ラウンド？は、私からみれば5勝1敗なんですけど、これを皆さんはどうお感じになるでしょうか？」から「今年中に書類提出は間に合わないかもしれませんが、来年からガンガン行きますよ！！」まで及び「誹謗中傷にあたらないとされた記事」から「「南洋(株)は振り込め詐欺で口座凍結されていた！！」」まで(以下、本項において「前者の記事」という。)は、その前後の文脈や「1勝9敗」、「誹謗中傷にはあたらないという裁判所の判断」等の語義を考慮すると、原告が南洋の代理人としてニフティ株式会社に対し本件ブログ上に掲載された本件各先行記事を含む記事6件とジャーナリストのCが公開するブログ「NEWS RAGTAG」に掲載された記事4件の削除を求める仮処分命令の申立てのうち、本件第2先行記事の削除を求める申立ては認容されたが、その余の9件の記事の削除を求める申立ては却下されたとの事実を摘示したり、「詐欺的取引の助長」という記載のある本件第3記事の投稿から3週間後に同じ記載のある本件第6記事が投稿されていることに照らすと、原告が南洋による詐欺を認識していたにもかかわらず、南洋の代理人として、本件各先行記事の削除を求めているとの事項を主張して、当該事項の方が上記事実よりも大きな問題であるなどと被告の意見を表明するものである。また、本件第6記事で原告が削除を求めるその余の部分(以下、本項において「後者の記事」という。)は、原告が上記仮処分命令の申立てについて本件第2先行記事だけの削除を命じる決定を得たとの事実や、原告が原告ブログ等から本件かなめくじ記事等を自主的に削除したとの事実を摘示するものである。

前記前提事実(2)エに証拠(甲7,乙12)及び弁論の全趣旨を総合すれば、ニフティ株式会社が管理する電子掲示板には、本件ブログやジャーナリストのCが公開するブログ「NEWS RAGTAG」が掲示されていたところ、原告は、平成23年11月ころ、南洋の代理人として、ニフティ株式会社に対し本件ブログ上に掲載された本件各先行記事及びその関連記事4件並びにブログ「NEWS RAGTAG」上に掲載された関連記事4件とい

う計10件の記事の削除を求める仮処分命令を東京地方裁判所に申し立てたが、本件第2先行記事を除く9件の記事の削除を求める申立てを取り下げ、同年12月15日、本件第2先行記事の削除を命じる決定を得たことが認められる。

そうとすれば、本件第6記事で原告が削除を求める部分のうち、前者の記事は、直接的に特定の事実を摘示し、又は証拠等をもってその存否を決することが可能な原告に関する特定の事項を主張するものであって、前記認定の事実に照らすと、その特定の事実又は事項は原告の営業上の信用を害する虚偽のものであると認められるのに対し、後者の記事は、直接的に特定の事実を摘示するものであるが、前記前提事実(2)エ・カや前記認定の事実に照らすと、その特定の事実は虚偽のものとは認められない。

カ 本件第7記事について

本件第7記事で原告が削除を求める部分のうち、「神田のカメさんA弁護士
の行為は、スラップ(SLAPP)以外の何ものでもありません。」から「
「仮に原告が敗訴しても、主目的となるいやがらせは達成されることになる。」
という部分なんか、ズバリその通りじゃないですか。」まで及び「
Bにブラフは通用しないというのを、ご理解いただけたのかもしれませんが
(笑)」から「嫌がらせ目的・表現の自由を制限しようとするスラップを、
モラルの欠如した弁護士が行う時、いかに社会に害悪を及ぼすかを皆さんに
知っていただきたいと思います。」まで(以下、本項において「前者の記
事」という。)は、その前後の文脈や「スラップ」の語義を考慮すると(甲
3の7A・B)、原告が勝訴の見込みを抱いていないのに、嫌がらせの目的
で仮処分命令の申立て等をしていたとの事実や、原告が被告を恐れていると
の事実を摘示した上で、原告はモラルが欠如しているなどと被告の意見を表
明するものである。また、本件第7記事で原告が削除を求めるその余の部分
(以下、本項において「後者の記事」という。)は、原告が、東京都行政書
士会会長に苦情を申告したものの、被告には処分がされなかったり、南洋の
代理人として、ニフティ株式会社に対し10件の記事の削除を求める仮処分
命令の申立てをしたものの、9件の記事の削除を求める申立てを取り下げ、
1件の記事だけの削除を命じる決定を得たり、ニフティ株式会社とヤフー株
式会社に対し被告のした懲戒請求手続において提出した答弁書の削除を求め
る仮処分命令の申立てをしたりしたが、本件第7記事が投稿された平成24
年1月に至るまで被告に対しては法的手段や懲戒請求をとっていないとの事
実や原告が上記答弁書に「かなめくじ」の着想経緯を記載したとの事実等を
摘示して、ひんしゅくであるなどと被告の意見を表明するものである。

前記前提事実(2)に弁論の全趣旨を総合すれば、原告は、被告を恐れてい
ないし、勝訴の見込みを抱いて、仮処分命令の申立て等をしていたことが認
められる。

そうとすれば、本件第7記事で原告が削除を求める部分は、いずれも直接
的に特定の事実を摘示するものであるが、前者の記事は、前記認定の事実

照らすと、その特定の事実が原告の営業上の信用を害する虚偽のものであると認められるのに対し、後者の記事は、前記前提事実(2)ウないしカや前記認定の事実に照らすと、その特定の事実が虚偽のものではないか、又は虚偽のものであるとは認められない。

キ 本件第8ないし第12記事について

本件第8ないし第12記事で原告が削除を求める部分のうち、本件第8記事の「この一連の「かなめくじウォーズ」の本質は、虚偽記載をするような問題企業の代理人として批判者の口封じを図る弁護士との戦いです。」、

本件第9記事の「それはつまり、神田のカメさん法律事務所A弁護士が、「詐欺的取引の助長」をしていることにほかなりません。」から「南洋株式会社による詐欺的取引を助長したことは明らかですから、神田のカメさん法律事務所に対しては、懲戒請求の追加申立をする予定です。」まで、本件第10記事の「これは、A弁護士が「詐欺的取引の助長」をしていたことの強い証拠になると思います。」、本件第11記事の「刑事弁護の代理人でないとしてもこれまで、南洋株式会社を詐欺だと批判する探偵事務所などに対して、「事実を反し、名誉毀損だ」として、口封じをしてきたわけですから。」及び本件第12記事の「詐欺で逮捕された南洋(株)E容疑者らと、その代理人として「批判者の口封じ」を行ってきた神田のカメさん法律事務所A弁護士との闘いの経緯が、ここにまとめられています。」(以下、本項において「前者の記事」という。)は、前後の文脈や「批判者の口封じ」、「詐欺的取引の助長」の語義を考慮すると、原告が南洋による詐欺等を認識していたにもかかわらず、本件各先行記事の削除を求める仮処分命令を申し立てるなどしているとの事実を摘示した上で、許されないなどと被告の意見を表明するものである。また、本件第8ないし第12記事で原告が削除を求めるその余の部分(以下、本項において「後者の記事」という。)は、原告が被告から名誉毀損を理由に訴えを提起されたとの事実や、南洋の代表者が逮捕されたにもかかわらず、原告が沈黙しているとの事実等を摘示するものである。

そうとすれば、本件第8ないし第12記事のうち原告が削除を求める部分は、いずれも直接的に特定の事実を摘示するものであるが、前者の記事は、前記認定の事実に照らすと、その特定の事実が原告の営業上の信用を害する虚偽のもと認められるのに対し、後者の記事は、前記前提事実(2)カに照らすと、その特定の事実が虚偽のものではないか、又は虚偽のものとは認められない。

(3) 以上によれば、被告は、本件ブログに本件第1記事の全部及び本件第3、第6ないし第12記事の各一部を掲載することにより、原告の営業上の信用を害する虚偽の事実を流布したものと認められる。

3 争点 (被告の責任及び損害)について

(1) 前記2によれば、被告は、故意により、競争関係にある原告の営業上の信用を害する虚偽の事実を流布したものと認められるから、不正競争防止法2

条1項14号、4条により、原告に対する損害賠償責任を負う。

(2) 前記前提事実に証拠(甲3の1ないし10各A・B、8、9の1ないし4)を総合すれば、原告は、テレビコマーシャルやインターネット上の動画、イベントブースへの出展等で広告・宣伝を行い、これらと連動したインターネット上のホームページを検索して閲覧させることにより、顧客の獲得に努めていたが、平成23年10月以降、原告のホームページを検索すると、検索結果として、原告の営業上の信用を害する前記9件の記事の一部が10位以内に表示されるようになり、閲覧者も相当数に及ぶことが認められ、これによれば、原告は、被告の信用毀損行為により、弁護士としての信用を毀損されたものと認められる。しかしながら、原告の売上高が減少するなどの実害が生じた形跡は格別窺えないし、被告は、南洋から投資の勧誘を受けた者からの相談に応じて、原告が「手抜き」や「詐欺的取引の助長」、「スラップ」、「批判者の口封じ」をしているように見える面もあったものであり、原告自身も、原告ブログ等に本件かなめくじ記事等を投稿して、被告の感情を害していたのである。これらの事情に本件に顕れた諸般の事情を併せ考慮すれば、原告の信用毀損による損害額は50万円とするのが相当である。

4 結論

よって、原告の請求は、本件ブログその他のブログ、電子掲示板等に別紙記事目録の主文欄記載の記事に係る掲載の禁止及びその削除並びに損害賠償金50万円及びこれに対する不正競争行為の後の日であり、訴状送達の日翌日であることが記録上明らかな平成24年5月2日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める限度で理由があるからこれを認容し、その余は理由がないからいずれもこれを棄却することとし、主文のとおり判決する。

【論 説】

1. 本件は、被告の行為が不競法2条1項14号に規定する不正競争に該当するとして、弁護士である原告が、行政書士である被告を信用毀損行為の差止めと損害賠償を求めた事案である。

裁判所は、前記14号の「競争関係」について、「現実の市場における競合が存在しなくても、市場における競合が生じるおそれがあれば足りると解するのが相当である。」と説示した後、弁護士法3条1項の弁護士の職務として「その他一般の法律事務」とは、法律に関する事務全般をいうから、これは行政書士法1条の2第1項の「権利義務...に関する書類...を作成すること」を含むものと認定した。すると、前提事実に証拠を総合すれば、原告と被告のいずれもは、現実に東京都において示談書等の権利義務に関する書類の作成役務を提供していることが認められるから、両者は権利義務に関する書類を作成する業務において、市場における競合が生じるおそれがあるということができると説示し、原告と被告とは競争関係にあると認定し、この上に立って以下、被告による原告の営業上の信用を害する虚偽の事実の流布について検討したのであ

る。

裁判所が検討した事実とは、被告がブログに掲載した各記事であり、原告はこの記事の全部に対して削除を要求したのであり、その主張は裁判所によって認容されたのである。

2．行政書士といえば、「刺青行政書士事件」に登場する著者も行政書士であり「行政書士 南無刺青観世音」という題名の著書を刊行した行政書士に対し、「入れ墨」を美術の著作物と認定し、その著作物の著作権者が、無断で自分の著作物の写真が行政書士の著書に使用されたので、著作者人格権の侵害として損害賠償請求をした事件（東京地判平成 23 年 7 月 29 日 / D - 7 3 ）がある。

また、大阪市には行政書士から弁理士になられた人もいるほど、特許庁という行政庁を相手に仕事をする者という関係では、弁理士にも近い職業である。

3．筆者は、本件判決に対する論評は特にしないから、裁判所の認定・判断をそのとおりに読んでいただければよいと思う。

〔牛木 理一〕

記事目録

記事番号	投稿年月日	記事表題	記事本文	請求	主文
1	平成23年10月17日	神田のカメさん法律事務所(A弁護士)が弁護ミス(弁護過誤)！？	<p>前回お伝えしましたように南洋株式会社が、私を訴える模様です。まあそれは別にかまわないのですが(笑)、今回出てきた南洋の代理人が、神田のカメさん法律事務所のA弁護士です。これまでのいきさつは、</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. A弁護士が私に「事実反するから、ブログを削除せよ」と内容証明を送ってくる。 2. それに対して私が「事実反する点とは何か？」と書面で質問。 3. A弁護士が私に電話をかけてきて、「事実反するかどうかは問題ではないし、教えられない。とにかくブログを削除するかどうかだけを聞きたい。」と回答。 <p>といった具合なんです…</p> <p>電話での話を冷静に思い出してみると、A弁護士は弁護ミス(弁護過誤)をしているように思うのです。医療ミス(医療過誤)と同じく、弁護ミスです。</p> <p>というのも、A弁護士によれば、南洋株式会社は初めから法的手段を望んでいたそうなのです。しかし、A弁護士はお互い(南洋とB)のためを思って、内容証明を私に送ったと言います。なんか、おかしくないですか？</p> <p>依頼人(南洋株式会社)が初めから法的手段を望んでいるなら、内容証明なんかわざわざ送らずに、とっとと裁判に訴えればいいのです。南洋の代理人なのですから。南洋の意思を無視して、私のメ리트まで考えていたら、一体誰に依頼された弁護士なのか？という話になります。もしかしたら、内容証明作成料を余計に稼ぐ狙いなのかと勘ぐりたくります。</p> <p>逆に、A弁護士の話が全くの嘘で、南洋株式会社が法的手段までいかずに、ブログを削除させようという意図だったらどうでしょう？</p> <p>「弁護士」の肩書きと「法的手段」とさえ書けば、相手はビビってブログを削除するだろう、具体的な事実を書かなくても問題ないだろう、とA弁護士が考えていたとしたら傲慢だし、内容証明作成は手抜きと言わざるをえないですね。</p> <p>あるいは、手抜きの内容証明が、わざとだったらどうでしょう？</p> <p>これも大問題です。</p> <p>「事実反するからブログを削除せよ」と要求する以上、「事実反する内容とは何か？」と反論されるのは当たり前ですよね。</p> <p>しかし、南洋の意に反して、A弁護士が初めから裁判に持ち込む腹なら、それこそ手抜きの内容証明を書いてたうえで「事実反するかどうかは問題ではないし、教えられない。とにかくブログを削除するかどうかだけを聞きたい。」とってわざと交渉を決裂させるという手があるのです。</p> <p>わざと交渉を決裂させたり、紛争を大きくしたりして報酬を余計に稼ぐ弁護士がたまにいるという話を聞いたことがあります。彼の場合はどうなのでしょう？</p> <p>まとめますと、</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 南洋株式会社が初めから法的手段を望んでいるのが本当なら… <p>A弁護士が出した内容証明と私への電話は、依頼人(南洋)の意思を無視した余計なことでしょう。</p> <ol style="list-style-type: none"> 2. 南洋株式会社が実は法的手段ではなく、弁護士の内容証明だけでブログを削除させようとしていたなら… <p>A弁護士は内容証明を手抜きをするほど傲慢であったか、手抜きをしてわざと交渉を決裂させて裁判に持ち込もうとしたか、ということになりそうです。</p> <p>A弁護士にいくら報酬を支払い、またこれから支払うかわかりませんが、南洋株式会社に同情すら覚えます。南洋さん、弁護士はもっと選びましょう。私が言うのは変ですが(笑)</p> <p>A弁護士には、昔の偉い人が言っていた「甘くない者を甘く見る甘さ」という言葉を送りたいですね。</p>	<p>電話での話を冷静に思い出してみると、A弁護士は弁護ミス(弁護過誤)をしているように思うのです。</p> <p>～</p> <p>A弁護士には、昔の偉い人が言っていた「甘くない者を甘く見る甘さ」という言葉を送りたいですね。</p>	<p>電話での話を冷静に思い出してみると、A弁護士は弁護ミス(弁護過誤)をしているように思うのです。医療ミス(医療過誤)と同じく、弁護ミスです。</p> <p>というのも、A弁護士によれば、南洋株式会社は初めから法的手段を望んでいたそうなのです。しかし、A弁護士はお互い(南洋とB)のためを思って、内容証明を私に送ったと言います。なんか、おかしくないですか？</p> <p>依頼人(南洋株式会社)が初めから法的手段を望んでいるなら、内容証明なんかわざわざ送らずに、とっとと裁判に訴えればいいのです。南洋の代理人なのですから。南洋の意思を無視して、私のメ리트まで考えていたら、一体誰に依頼された弁護士なのか？という話になります。もしかしたら、内容証明作成料を余計に稼ぐ狙いなのかと勘ぐりたくります。</p> <p>逆に、A弁護士の話が全くの嘘で、南洋株式会社が法的手段までいかずに、ブログを削除させようという意図だったらどうでしょう？</p> <p>「弁護士」の肩書きと「法的手段」とさえ書けば、相手はビビってブログを削除するだろう、具体的な事実を書かなくても問題ないだろう、とA弁護士が考えていたとしたら傲慢だし、内容証明作成は手抜きと言わざるをえないですね。</p> <p>あるいは、手抜きの内容証明が、わざとだったらどうでしょう？</p> <p>これも大問題です。</p> <p>「事実反するからブログを削除せよ」と要求する以上、「事実反する内容とは何か？」と反論されるのは当たり前ですよね。</p> <p>しかし、南洋の意に反して、A弁護士が初めから裁判に持ち込む腹なら、それこそ手抜きの内容証明を書いてたうえで「事実反するかどうかは問題ではないし、教えられない。とにかくブログを削除するかどうかだけを聞きたい。」とってわざと交渉を決裂させるという手があるのです。</p> <p>わざと交渉を決裂させたり、紛争を大きくしたりして報酬を余計に稼ぐ弁護士がたまにいるという話を聞いたことがあります。彼の場合はどうなのでしょう？</p> <p>まとめますと、</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 南洋株式会社が初めから法的手段を望んでいるのが本当なら… <p>A弁護士が出した内容証明と私への電話は、依頼人(南洋)の意思を無視した余計なことでしょう。</p> <ol style="list-style-type: none"> 2. 南洋株式会社が実は法的手段ではなく、弁護士の内容証明だけでブログを削除させようとしていたなら… <p>A弁護士は内容証明を手抜きをするほど傲慢であったか、手抜きをしてわざと交渉を決裂させて裁判に持ち込もうとしたか、ということになりそうです。</p> <p>A弁護士にいくら報酬を支払い、またこれから支払うかわかりませんが、南洋株式会社に同情すら覚えます。南洋さん、弁護士はもっと選びましょう。私が言うのは変ですが(笑)</p> <p>A弁護士には、昔の偉い人が言っていた「甘くない者を甘く見る甘さ」という言葉を送りたいですね。</p>

記事番号	投稿年月日	記事表題	記事本文	請求	主文
2	平成23年10月22日	神田のカメラさん法律事務所A弁護士との急所とは！？	<p>今回の件は、「弁護士と闘う」と「NEWS RAGTAG」でも取り上げていただきましたので、お読みになった方も多いと思います。</p> <p>A弁護士の「ヲタク弁護士…痛いブログ」では「かなめくじ…殲滅せよ!!!」などと、「かなめ」行政書士事務所をもじった「かなめくじ」を登場させて冷やかしており、これは明らかに私への誹謗中傷ですが、あまりにも幼稚な作なのでそれはさておき…</p> <p>南洋株式会社のことをひとまず除外して考えた場合、神田のカメラさん法律事務所A弁護士との問題の急所・核心はズバリ、</p> <p>「理由も言わずに、ブログを削除しろと要求することが、弁護士として正しいのか？」という一言に尽きると思います。この問題を皆さんにお考えいただきたいのです。</p> <p>なお、南洋株式会社については私を訴える意向のようですので、その動きは今後追って皆様にお伝えするとともに、私としては裁判の場で真実を主張することと、これからも広く社会に問題提起していくことを続けていきます。</p> <p>参照 「弁護士と闘う」(URLは省略) 「NEWS RAGTAG」(URLは省略) 「ヲタク弁護士OHオタクんの日常を綴った痛いブログ」(URLは省略)</p>	<p>南洋株式会社のことをひとまず除外して考えた場合、神田のカメラさん法律事務所A弁護士との問題の急所・核心はズバリ、「理由も言わずに、ブログを削除しろと要求することが、弁護士として正しいのか？」という一言に尽きると思います。</p> <p>～</p> <p>私としては裁判の場で真実を主張することと、これからも広く社会に問題提起していくことを続けていきます。</p>	—
3	平成23年11月27日	神田のカメラさんA弁護士は「詐欺的取引の助長」をいつまで続けるのか？	<p>昨日書きましたが、南洋株式会社が青森県漁連や青森県庁の名前を勝手に使い、社債集めに利用していることが明らかになりました。</p> <p>そして南洋(株)の口座が、振り込め詐欺救済法により凍結された事実も判明しています。</p> <p>この南洋(株)から依頼を受けて、私のブログを潰そうとしているのが神田のカメラさん法律事務所A弁護士です。</p> <p>無関係の名前を無断使用したり、口座凍結されるような会社の代理人として理由も告げずに、私のブログを削除させようとしているのです。</p> <p>A弁護士が主張している「事実に対し、南洋(株)の名誉や信用を著しく害する」こととは、一体何でしょうか？</p> <p>青森県漁連の名誉と信用を害している南洋(株)の名誉と信用とは一体何でしょうか？</p> <p>「(Bが)出所の不確かな情報を根拠に、自分勝手な思いこみから、ある会社(南洋)について実名を出して誹謗中傷記事を掲載した」「(南洋が)誹謗中傷記事により、名誉や信用を害され、多大な損害を被った」と、神田のカメラさん法律事務所のホームページでは堂々と主張しています。</p> <p>A弁護士は何のために、何を守ろうとしているのでしょうか？</p> <p>そもそも弁護士は「詐欺的取引の助長」と「不当な事件の受任」をしてはならないと定められています(弁護士職務基本規程14, 31条)。さらに、「事実関係の調査を行うように努める」ともあります(同規程37条)。</p> <p>つまり、弁護士は悪質商法をするような会社の代理人となってははいけませんし、「悪質商法を続けるために、批判者の言論を封じる」ための依頼を受けてはいけません。依頼を受けた後でも、依頼者に忠告するかさなければ辞任すべきなのです。</p> <p>「私は依頼者の意思を忠実に実行しただけだ。代理人だから関係ない。」という理屈は通用しないのです。</p> <p>はっきり言って、南洋(株)の問題点はホームページやパンフレットを見ただけでもすぐにわかります。「依頼人を信じていたので、気付かなかった」という言い訳も通用しません。</p> <p>私のことを「かなめくじ」などと侮辱したのは、小さなことです。しかし「詐欺的取引を助長」することはとてつもなく重大なことです。ネット上から批判者を消していくことで悪質商法をやりやすくし、被害者を増大させていくのは決して許されないことです。</p> <p>代理人である以上、南洋(株)だけでなくA弁護士に対しても、責任追及を続けていかなければならないと、改めて思います。</p>	<p>この南洋(株)から依頼を受けて、私のブログを潰そうとしているのが神田のカメラさん法律事務所A弁護士です。</p> <p>～</p> <p>代理人である以上、南洋(株)だけでなくA弁護士に対しても、責任追及を続けていかなければならないと、改めて思います。</p>	<p>そもそも弁護士は「詐欺的取引の助長」と「不当な事件の受任」をしてはならないと定められています(弁護士職務基本規程14, 31条)。さらに、「事実関係の調査を行うように努める」ともあります(同規程37条)。</p> <p>つまり、弁護士は悪質商法をするような会社の代理人となってははいけませんし、「悪質商法を続けるために、批判者の言論を封じる」ための依頼を受けてはいけません。依頼を受けた後でも、依頼者に忠告するかさなければ辞任すべきなのです。</p> <p>「私は依頼者の意思を忠実に実行しただけだ。代理人だから関係ない。」という理屈は通用しないのです。</p> <p>はっきり言って、南洋(株)の問題点はホームページやパンフレットを見ただけでもすぐにわかります。「依頼人を信じていたので、気付かなかった」という言い訳も通用しません。</p> <p>私のことを「かなめくじ」などと侮辱したのは、小さなことです。しかし「詐欺的取引を助長」することはとてつもなく重大なことです。ネット上から批判者を消していくことで悪質商法をやりやすくし、被害者を増大させていくのは決して許されないことです。</p> <p>代理人である以上、南洋(株)だけでなくA弁護士に対しても、責任追及を続けていかなければならないと、改めて思います。</p>

記事番号	投稿年月日	記事表題	記事本文	請求	主文
4	平成23年 11月28日	南洋株式会社と代理人A弁護士の良い心が今、問われている…	<p>南洋株式会社は、青森県漁連と青森県の名前をパンフレットに無断記載したことを認めています。</p> <p>さてこれから南洋(株)が会社として、どう対応するかに注目です。コンプライアンスを遵守する会社なのか、きちんと公に謝罪できるのか、企業のあり方が問われます。</p> <p>法的手段を取ってまで自らの名誉と信用を守りたい会社が、他人の名誉と信用を害してしまった時こそ、その真価が問われます。</p> <p>神田のカメさん法律事務所A弁護士にとっても同じです。依頼者の違法行為を是正できるか、自らの不明を詫びることができるか、はたまた南洋(株)を説得！？し青森県や青森県漁連、新聞社、そして私などに対し訴えを乱発するか…</p> <p>南洋株式会社と神田のカメさん法律事務所のホームページに謝罪文は出るでしょうか？速やかに何らかの意見表明がなされるでしょうか？</p> <p>今後も、南洋株式会社と神田のカメさん法律事務所A弁護士からは目が離せません。</p>	<p>神田のカメさん法律事務所A弁護士にとっても同じです。</p> <p>～</p> <p>今後も、南洋株式会社と神田のカメさん法律事務所A弁護士からは目が離せません。</p>	—
5	平成23年 11月30日	神田のカメさんよ、今こそ「真心」を込めて安心を提供せよ！！	<p>南洋株式会社のE社長は、潔く全面的に非を認めた。</p> <p>青森県と青森県漁連に、謝罪文を出すそう。</p> <p>次は、神田のカメさん法律事務所A弁護士、君の番だ。</p> <p>君が全力で守ろうとしていた「南洋株式会社の名誉と信用」が、果たして正しいものであったか、法的保護に値するものであったか、他者の人権よりも優越するものであったか…この一週間ほどで見てきたはずだ。</p> <p>過ちて改むるに憚ることなかれ</p> <p>というではないか。</p> <p>今こそ「真心」を込めて謝罪し、「事実を反し、名誉と信用を傷つけられた」被害者たちに安心を提供すべきだ。君の良心を私は信じている。</p>	<p>次は、神田のカメさん法律事務所A弁護士、君の番だ。</p> <p>～</p> <p>君の良心を私は信じている。</p>	—

記事番号	投稿年月日	記事表題	記事本文	請求	主文
6	平成23年12月18日	神田のカメさんA弁護士が、かなめ行政書士事務所の削除に失敗！！	<p>神田のカメさんA弁護士が、ブログを運営しているニフティ(株)を相手取り、このブログとC氏の「NEWS RAGTAG」の削除を求めて、東京地裁に仮処分申請していましたが、15日に裁判所の決定が出たのです。</p> <p>このことをA弁護士はYahoo!ブログの中で「かなめ行政書士事務所ブログに掲載された誹謗中傷記事の削除に成功」という記事をアップし、喜んでおられるようです。喜びついでに、私への誹謗中傷まで書いてます。このA氏の記事だけ読むと誤解をされるとと思いますので、皆さんには正確なことをこれからお伝えします。</p> <p>A氏は、「かなめ行政書士事務所」内の記事6件、ジャーナリストC氏の「NEWS RAGTAG」内の記事4件の削除申立をしていました。しかし、その合計10件のうち、裁判所が削除を「一応認める」としたのがわずか1件だけというのが本当の結果です。</p> <p>言ってみれば、A弁護士の1勝9敗ということです。</p> <p>ここで特筆すべきは、私がA氏のことを批判した内容は全て誹謗中傷にはあたらないという結果になったことです。</p> <p>さらにC氏の記事にいたっては、A弁護士は全敗です。C氏がA氏と私との争い「かなめくじウォーズ」を実名で詳細に書いたことなど、全て誹謗中傷にはあたらないという裁判所の判断になっています。</p> <p>なお、唯一削除決定が出たのは、私が書いた「南洋株式会社についてお問い合わせいただきました。」の記事です。これについては私は削除しましたが、Yahooブログの方にはとりあえず残してあります。後日訂正とともに、私の思いをお伝えしようと思います。</p> <p>ということで「かなめくじウォーズ」の第1ラウンド？は、私からみれば5勝1敗なんですけど、これを皆さんはどうお感じになるでしょうか？</p> <p>A氏にとってみれば、明らかな負け越しであって、普通の感覚だと「削除に成功」とはとても言えないはずなんですけどね。まあ、A氏はプラス思考の人なんでしょう。でも、依頼者である南洋株式会社にも、1勝9敗の戦績を引っさげて「削除に成功しました！！」と喜び勇んで報告するんでしょうか？私らには全く関係ない話ですけどね。</p> <p>それはそうとして、ブログ削除そのものよりも大きな問題として、A弁護士が南洋株式会社の代理人として「詐欺的取引の助長」をしたという事実です。</p> <p>今後私としては、弁護士会への懲戒請求を通じて、詐欺的取引の助長を禁じた弁護士職務規程に違反したA弁護士の責任を追究していきます。今年中に書類提出は間に合わないかもしれませんが、来年からガンガン行きますよ！！</p> <p>それから、A氏はかなめくじの記事などを自主的に削除したようですね。まあ、誹謗中傷したという自覚はあるんでしょうね。私は削除の仮処分申請なんてしませんけどね。</p> <p>誹謗中傷にあたらないとされた記事 「南洋株式会社」 「南洋株式会社・神田のカメさん法律事務所とのバトル勃発！！」 「神田のカメさん法律事務所(A弁護士)が弁護ミス(弁護過誤)！？」 「弁護士はお上公認のヤクザ！？」 「南洋(株)は振り込め詐欺で口座凍結されていた！！」 削除決定が出された記事 「南洋株式会社についてお問い合わせいただきました。」</p>	<p>このA氏の記事だけ読むと誤解をされるとと思いますので、皆さんには正確なことをこれからお伝えします。</p> <p>～ 「南洋株式会社についてお問い合わせいただきました。」</p>	<p>① このA氏の記事だけ読むと誤解をされるとと思いますので、皆さんには正確なことをこれからお伝えします。</p> <p>② 言ってみれば、A弁護士の1勝9敗ということです。</p> <p>ここで特筆すべきは、私がA氏のことを批判した内容は全て誹謗中傷にはあたらないという結果になったことです。</p> <p>さらにC氏の記事にいたっては、A弁護士は全敗です。C氏がA氏と私との争い「かなめくじウォーズ」を実名で詳細に書いたことなど、全て誹謗中傷にはあたらないという裁判所の判断になっています。</p> <p>③ ということで「かなめくじウォーズ」の第1ラウンド？は、私からみれば5勝1敗なんですけど、これを皆さんはどうお感じになるでしょうか？</p> <p>A氏にとってみれば、明らかな負け越しであって、普通の感覚だと「削除に成功」とはとても言えないはずなんですけどね。まあ、A氏はプラス思考の人なんでしょう。でも、依頼者である南洋株式会社にも、1勝9敗の戦績を引っさげて「削除に成功しました！！」と喜び勇んで報告するんでしょうか？私らには全く関係ない話ですけどね。</p> <p>それはそうとして、ブログ削除そのものよりも大きな問題として、A弁護士が南洋株式会社の代理人として「詐欺的取引の助長」をしたという事実です。</p> <p>今後私としては、弁護士会への懲戒請求を通じて、詐欺的取引の助長を禁じた弁護士職務規程に違反したA弁護士の責任を追究していきます。今年中に書類提出は間に合わないかもしれませんが、来年からガンガン行きますよ！！</p> <p>④ 誹謗中傷にあたらないとされた記事 「南洋株式会社」 「南洋株式会社・神田のカメさん法律事務所とのバトル勃発！！」 「神田のカメさん法律事務所(A弁護士)が弁護ミス(弁護過誤)！？」</p> <p>「弁護士はお上公認のヤクザ！？」 「南洋(株)は振り込め詐欺で口座凍結されていた！！」</p>

記事番号	投稿年月日	記事表題	記事本文	請求	主文
7	平成24年 1月17日	神田のカメラさんA弁護士が続ける嫌がらせ(スラップ＝SLAPP)	<p>今度は、「懲戒請求調査人A弁護士答弁書全文」に対しても、A氏は東京地裁に削除の仮処分申立てをしました。Yahoo!ブログにも同一記事がありますので、ニフティとYahoo!の両社に対してです。理由は著作権違反です。答弁書にも著作権があるといたいようです。</p> <p>神田のカメラさんA弁護士の行為は、スラップ(SLAPP)以外の何ものでもありません。そもそも、ウィキペディアによれば、スラップ(英:SLAPP, Strategic Lawsuit Against Public Participation, 恫喝訴訟)は、訴訟の形態の一つで、原告が勝利判決を勝ち取るのではなく被告に対する嫌がらせを主な目的に起こす訴訟である。経済的に力のある団体が原告となり、対抗勢力を被告として恫喝的に行うことが多い。被告となった反対勢力は法廷準備費用・時間的拘束等の負担を強いられるため、仮に原告が敗訴しても、主目的となるいやがらせは達成されることになる。そのため、原告よりも経済的に力の劣る個人が標的にされやすい。表現の自由を揺るがす行為として欧米を中心に問題化しており、スラップを禁じる法律を制定した自治体もある。日本でも近年企業と個人ジャーナリストの間でこの形態の訴訟が見られ、この用語と共に概念を浸透させる動きが見られている。</p> <p>とあります。神田のカメラさんA弁護士が続けていることは、まさにこの嫌がらせ目的の「スラップ」です。「仮に原告が敗訴しても、主目的となるいやがらせは達成されることになる。」という部分なんか、ズバリその通りじゃないですか。</p> <p>A弁護士は昨年、東京都行政書士会に私の苦情申立をするも私の処分は一切無し、ニフティに10件の記事削除の仮処分申立をするも1件しか認められず、他の9件は自ら取り下げという結果でした。</p> <p>にもかかわらず、今回またニフティとYahoo!の両社に、著作権法違反による記事削除の仮処分申立を出したのです。仮処分の申立てを乱発することは、A弁護士自身が宣言していますが、プロバイダーはえらい迷惑です。裁判所も迷惑でしょうね。顰蹙ものです。仮処分を乱発することで今後、東京地裁でやりづらくなるということは考えないもんでしょうかね。まあ意固地になっているんでしょう。</p> <p>ちなみに、今回は南洋株式会社とは関係なく、A弁護士自身の懲戒請求の答弁書を問題にしています。</p> <p>これは推測なんですけど、弁護士仲間に笑われるとかして、あの書面の恥ずかしさに気がついたんじゃないですかね?ようやく(笑)</p> <p>なにしろ、「かなめくじ」の誕生秘話?からアイディアまで必死になって書いてますからね(爆)</p> <p>懲戒請求を審査する綱紀委員の先生方も、おそらく呆れているでしょう。</p> <p>それと特筆すべきは…</p> <p>A弁護士は、私には直接何も法的手段をとってこないのです。</p> <p>昨年私に内容証明を送り、電話で拒否され、東京都行政書士会への苦情申立失敗しましたからね。</p> <p>電話の時には、「すぐにも法的手段を取る」と勇ましく言ってたんですけど(笑)</p> <p>昨年偶然にも、東京地裁内で私とA氏が出会い、名刺交換をしたからでしょうか(YouTube参照)</p> <p>やるやると言っていた東京都知事への行政書士懲戒請求すらしません。Bにブラフは通用しないというのを、ご理解いただいたのかもしれない(笑)</p> <p>まあ、私のことをなぜかA弁護士は恐れているんでしょう。</p> <p>スラップの相手なら、大企業のニフティやYahoo!より、日本一貧乏な行政書士のBの方がやりやすいと思うんですけどね(笑)</p> <p>裁判慣れてませんし(爆)</p> <p>いずれにしても、A弁護士が行政書士Bにビビっていることはさておき…</p> <p>嫌がらせ目的・表現の自由を制限しようとするスラップを、モラルの欠如した弁護士が行う時、いかに社会に害悪を及ぼすかを皆さんに知っていただきたいと思います。</p> <p>PS 先にも紹介したYouTube動画は、スラップについて、ジャーナリストのD氏が実体験からわかりやすく語りますので、ぜひご覧ください。</p>	<p>神田のカメラさんA弁護士の行為は、スラップ(SLAPP)以外の何ものでもありません。</p> <p>～</p> <p>PS 先にも紹介したYouTube動画は、スラップについて、ジャーナリストのD氏が実体験からわかりやすく語ってますので、ぜひご覧ください。</p>	<p>① 神田のカメラさんA弁護士の行為は、スラップ(SLAPP)以外の何ものでもありません。</p> <p>そもそも、ウィキペディアによれば、スラップ(英:SLAPP, Strategic Lawsuit Against Public Participation, 恫喝訴訟)は、訴訟の形態の一つで、原告が勝利判決を勝ち取るのではなく被告に対する嫌がらせを主な目的に起こす訴訟である。経済的に力のある団体が原告となり、対抗勢力を被告として恫喝的に行うことが多い。被告となった反対勢力は法廷準備費用・時間的拘束等の負担を強いられるため、仮に原告が敗訴しても、主目的となるいやがらせは達成されることになる。そのため、原告よりも経済的に力の劣る個人が標的にされやすい。表現の自由を揺るがす行為として欧米を中心に問題化しており、スラップを禁じる法律を制定した自治体もある。日本でも近年企業と個人ジャーナリストの間でこの形態の訴訟が見られ、この用語と共に概念を浸透させる動きが見られている。</p> <p>とあります。神田のカメラさんA弁護士が続けていることは、まさにこの嫌がらせ目的の「スラップ」です。「仮に原告が敗訴しても、主目的となるいやがらせは達成されることになる。」という部分なんか、ズバリその通りじゃないですか。</p> <p>② Bにブラフは通用しないというのを、ご理解いただいたのかもしれない(笑)</p> <p>まあ、私のことをなぜかA弁護士は恐れているんでしょう。</p> <p>スラップの相手なら、大企業のニフティやYahoo!より、日本一貧乏な行政書士のBの方がやりやすいと思うんですけどね(笑)</p> <p>裁判慣れてませんし(爆)</p> <p>いずれにしても、A弁護士が行政書士Bにビビっていることはさておき…</p> <p>嫌がらせ目的・表現の自由を制限しようとするスラップを、モラルの欠如した弁護士が行う時、いかに社会に害悪を及ぼすかを皆さんに知っていただきたいと思います。</p>

記事番号	投稿年月日	記事表題	記事本文	請求	主文
8	平成24年 1月28日	南洋(株)代理人のA氏を名誉毀損で訴えました！！	<p>「ヲタク弁護士」A弁護士, 行政書士から名誉毀損で訴えられる〔東京地裁〕 実は昨日1月27日に, 神田のカメさん法律事務所弁護士A氏を東京地裁に訴えました。 「かなめくじ」など名誉毀損による損害賠償請求です。 この一連の「かなめくじウォーズ」の本質は, 虚偽記載をするような問題企業の代理人として批判者の口封じを図る弁護士との戦いです。 ネット上から, 私のような批判者の言論が全て消えてしまった場合のことを考えてみてください… 問題企業はいわば野放しです。ネットで調べても, その企業の問題点を知ることはできなくなってしまいます。いろいろな情報を手に入れられないまま, 社債等に大金を投じることになってしまうのです。これは恐ろしいことです。 かなめくじウォーズはこれから10年戦争になるかもしれませんが, とことん戦い抜きます。 裁判の中では, A弁護士の依頼者である南洋株式会社についても, さまざまなことを明らかにしていくつもりです。実は, このブログ上では公開していない問題点がまだまだあるのです。 戦いの本番がまもなく始まります！！ P.S.かなめくじウォーズのこれまでの経緯をお読みくださる方は, カテゴリーの「南洋(株)・神田のカメさん問題」をクリックしてください。</p>	<p>「ヲタク弁護士」A弁護士, 行政書士から名誉毀損で訴えられる〔東京地裁〕 ～ 実は, このブログ上では公開していない問題点がまだまだあるのです。</p>	<p>この一連の「かなめくじウォーズ」の本質は, 虚偽記載をするような問題企業の代理人として批判者の口封じを図る弁護士との戦いです。</p>
9	平成24年 2月21日	A弁護士が全力で守ろうとした南洋株式会社の社長, ついに逮捕！！	<p>うその乾燥ナマコ投資話で高齢者らから出資金詐取 都内の水産会社社長ら逮捕(FNNニュース) ナマコ・ファンド「南洋株式会社」社長ら17人を詐取の疑いで逮捕〔警視庁〕 ついにこの時がやってきました！！南洋株式会社の社長であるE容疑者が, 詐欺の疑いで逮捕です。 神田のカメさん法律事務所A弁護士は, これまで南洋株式会社の名誉と信用を守るために必死でやってきました。 東京都行政書士会への私の苦情申立, ニフティを相手どり「かなめ行政書士事務所」ブログ削除の仮処分申請を東京地裁に, さらにニフティだけでなくYahoo!も相手取り, 今度は著作権法違反を理由に仮処分をといった具合に執拗に法的手段を繰り返しているのです。 そして, 「出所の不確かな情報を根拠に, 自分勝手な思いこみから, ある会社(南洋)について実名を出して誹謗中傷記事を掲載した」 「誹謗中傷記事により, 名誉や信用を害され, 多大な損害を被った会社(南洋)」 「違法行為を犯している行政書士」 などと, 私への誹謗中傷を続けてきました。 しかし, 今回違法行為を犯している疑いがあるのは, A弁護士の依頼者である南洋株式会社であることが明らかになったのです。 それはつまり, 神田のカメさん法律事務所A弁護士が, 「詐欺的取引の助長」をしていることにほかなりません。 以前も書きましたが, 詐欺の疑いのある会社を守るために, 批判者の口封じをしようとするなど, 絶対に許されることではありません。 情報を隠し, 詐欺被害者をどんどん増やすことにつながるのですから。 南洋株式会社による詐欺的取引を助長したことは明らかですから, 神田のカメさん法律事務所A弁護士に対しては, 懲戒請求の追加申立をする予定です。 同時に, 私がA氏を訴えた裁判も3月8日から始まりますので, 全力で取り組んでいきます。</p>	<p>それはつまり, 神田のカメさん法律事務所A弁護士が, 「詐欺的取引の助長」をしていることにほかなりません。 ～ 同時に, 私がA氏を訴えた裁判も3月8日から始まりますので, 全力で取り組んでいきます。</p>	<p>それはつまり, 神田のカメさん法律事務所A弁護士が, 「詐欺的取引の助長」をしていることにほかなりません。 以前も書きましたが, 詐欺の疑いのある会社を守るために, 批判者の口封じをしようとするなど, 絶対に許されることではありません。 情報を隠し, 詐欺被害者をどんどん増やすことにつながるのですから。 南洋株式会社による詐欺的取引を助長したことは明らかですから, 神田のカメさん法律事務所A弁護士に対しては, 懲戒請求の追加申立をする予定です。</p>

記事番号	投稿年月日	記事表題	記事本文	請求	主文
10	平成24年 3月5日	「弁護士と闘う」管理人様に感謝申し上げます	<p>いよいよ、3月8日(木)から、弁護士A氏を名誉毀損で訴えた裁判がはじまります。</p> <p>去年は、ワンクリック請求サイトの回収業務をした弁護士と争いましたが、その事務員と私との会話音声をいち早くYouTubeにアップして下さったのが、弁護士の非行を追及するブログとして有名な「弁護士と闘う」管理人さんです。</p> <p>今年は何の因果か、別の弁護士と争うことになりましたが、今回もいち早く「神田のカメさん弁護士に依頼した会社の口座は凍結されていた」ことを明らかにしてくださいました。</p> <p>これは、A弁護士が「詐欺的取引の助長」をしていたことの強い証拠になると思います。私が出した懲戒請求書にも、南洋(株)の銀行口座が振り込め詐欺救済法で凍結されていたことを書きました。</p> <p>私も南洋(株)については、ブログ記事にする前にいろいろと裏付けを取っていました。しかし、預金保険機構の公告をチェックするところまでは思いませんでした。</p> <p>「弁護士と闘う」さんの調査能力には、ただただ脱帽です。</p> <p>A弁護士のホームページでは、「かなめ行政書士事務所 行政書士 B」、及び同人に協力する「弁護士と闘う」ブログ管理者によるブログを用いた誹謗中傷行為の被害にあっております。</p> <p>(Bは)「弁護士と闘う」ブログ管理者と共謀して、同ブログで呼びかけ、同ブログの会員数を頼みに、誹謗中傷記事の拡散を画策している状況にあります。</p> <p>自分達(注:弁護士と闘うとB)が「正義」であると妄信して、不正な方法を用いてでも、自己の主張を押し通そうとするのは、テロリストと同レベル</p> <p>などと、事実無根の誹謗中傷を書かれています。これについても裁判で削除を求めています。</p> <p>A弁護士が非を認めて、速やかに自主的に削除するのが望ましいですが、どうなるかはわかりません。現在でも、背後から支援して下さる「弁護士と闘う」管理人さんの名誉を守るためにも、裁判がんばります。</p> <p>私は、「弁護士と闘う」さんだけでなく、多くの方からの励ましや情報提供に支えられ、助けていただいています。</p> <p>「弁護士と闘う」さん、そして皆様いつもありがとうございます。これからもよろしく願いいたします。</p> <p>裁判期日:3月8日(木)午前10時20分 場所:東京地方裁判所 408号法廷</p>	<p>① これは、A弁護士が「詐欺的取引の助長」をしていたことの強い証拠になると思います。</p> <p>② A弁護士が非を認めて、速やかに自主的に削除するのが望ましいですが、どうなるかはわかりません。現在でも、背後から支援して下さる「弁護士と闘う」管理人さんの名誉を守るためにも、裁判がんばります。</p>	これは、A弁護士が「詐欺的取引の助長」をしていたことの強い証拠になると思います。
11	平成24年 3月13日	神田のカメさん法律事務所A弁護士よ、E容疑者の代理人としてコメントを出すべきではないのか！！	<p>ナマコ投資詐欺事件 水産会社社長ら、別の男性から出資金を詐取した疑いで再逮捕(FNNニュースより)</p> <p>ナマコ投資詐欺、社長ら再逮捕 別の130万円容疑立件(日本経済新聞より)</p> <p>E容疑者らは、やはり被害回復型の詐欺を相当手広くやっていたんですね…</p> <p>E容疑者の代理人である(であった?)神田のカメさん法律事務所A弁護士は、逮捕に関して一切沈黙していますが、コメントを出すべきだと思います。</p> <p>刑事弁護の代理人でないとしてもこれまで、南洋株式会社を詐欺だと批判する探偵事務所などに対して、「事実を反し、名誉毀損だ」として、口封じをしてきたわけですから。</p>	<p>E容疑者の代理人である(であった?)神田のカメさん法律事務所A弁護士は、逮捕に関して一切沈黙していますが、コメントを出すべきだと思います。</p> <p>刑事弁護の代理人でないとしてもこれまで、南洋株式会社を詐欺だと批判する探偵事務所などに対して、「事実を反し、名誉毀損だ」として、口封じをしてきたわけですから。</p>	刑事弁護の代理人でないとしてもこれまで、南洋株式会社を詐欺だと批判する探偵事務所などに対して、「事実を反し、名誉毀損だ」として、口封じをしてきたわけですから。
12	平成24年 4月7日	南洋(株)・神田のカメさん問題 これまでのまとめ	<p>詐欺で逮捕された南洋(株)E容疑者らと、その代理人として「批判者の口封じ」を行ってきた神田のカメさん法律事務所A弁護士との闘いの経緯が、ここにまとめられています。</p> <p>よろしければ、ぜひご覧ください。</p>	<p>詐欺で逮捕された南洋(株)E容疑者らと、その代理人として「批判者の口封じ」を行ってきた神田のカメさん法律事務所A弁護士との闘いの経緯が、ここにまとめられています。</p>	詐欺で逮捕された南洋(株)E容疑者らと、その代理人として「批判者の口封じ」を行ってきた神田のカメさん法律事務所A弁護士との闘いの経緯が、ここにまとめられています。